

16

買い物をしたお肉の流通経路はわかりますか？

A

わかります。

牛トレーサビリティ

2001（平成13）年に発生したBSE（牛海綿状脳症）を起点に、牛肉は法律によって、1頭ごと違う個体識別番号を付けられ、子牛の段階から小売店頭に至るまでその個体識別番号を伝え、小売店頭で表示することが義務付けられています。

消費者は、小売で表示された個体識別番号をパソコンなどで入力・検索すれば、家畜改良センターのデータにより、その牛の生年月日、種別、移動歴、加工処理場などがすぐにわかるようになっています。



生まれると付けられる個体識別番号の耳標

豚

豚についても、法律では義務付けられていないものの、小売店は通常一定のルートで仕入れており、仕入れた商品のラベルの情報により、生産農場まで遡ることが出来るようになっています。

●牛・豚には生産情報公表JAS規格の制度があって、JASマークを添付して流通しているものがあり、生産工程管理者を置いて、生産牧場名からの流通経路以外に飼料給与や投薬の情報を管理・公表しています。



小売店頭に掲げられている個体識別番号の表示板

牛トレーサビリティ制度の概要

		届出者	管理方法	届出及び記録内容
牛	生産・と畜	出生 管理者	牛に個体識別番号が印字された耳標を装着（取外し禁止）	出生の届出（出生年月日、性別、母牛の個体識別番号、種類） 転入の届出（輸入年月日、性別、種類、輸入国） 転出・転入・死亡・輸出の届出
	異動 と畜	と畜者		と畜の届出
牛肉	流通段階	枝肉 卸売業者		帳簿の備付（個体識別番号、引渡年月日・相手先・重量）
		部分肉 販売業者	精肉など特定牛に国個体識別番号を表示し伝達	帳簿の備付（個体識別番号、引渡年月日・相手先・重量、*販売年月日・相手先・重量） ・相手が消費者となる場合は不要
		精肉 特定料理 提供業者		



牛トレーサビリティ

